

第94期 定時株主総会

招集ご通知



日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

場所 佐賀市唐人二丁目7番20号
当行本店8階大会議室

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
11名選任の件

目次

株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

■ 株主さまへのお願い

当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。議決権行使につきましては、書面またはインターネット等による事前行使もご活用ください。皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ お知らせ

- ・ご出席株主さまへのお土産の配布は本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・定時株主総会後に株主さまにお送りしておりました決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当行ウェブサイトにて掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

◀当行ウェブサイト掲載箇所▶
<https://www.sagabank.co.jp/ir/>

※上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」にある「株主総会・中間配当情報」よりご確認ください。

株 主 各 位

証券コード 8395
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)
佐賀市唐人二丁目7番20号

株式会社 **佐賀銀行**

取締役頭取 坂 井 秀 明

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.sagabank.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」にある「株主総会・中間配当情報」欄よりご確認ください。)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「佐賀銀行」又は「コード」に当行証券コード「8395」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ。2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2023年6月29日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 佐賀市唐人二丁目7番20号 当行本店8階大会議室 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1. 第94期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
2. 第94期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年6月29日（木）
午前10時

郵送（書面）による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月28日（水）
午後5時30分到着分まで

電磁的方法 （インターネット等） による議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水）
午後5時30分まで

3～4 頁の「インターネット等による
議決権行使のご案内」をご確認ください。

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

1. 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - (1) 事業報告
 - ① 当行の新株予約権等に関する事項
 - ② 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ③ 業務の適正を確保するための体制および運用状況
 - ④ 特定完全子会社に関する事項
 - ⑤ 親会社等との間の取引に関する事項
 - ⑥ その他
 - (2) 計算書類等
 - ① 株主資本等変動計算書
 - ② 個別注記表
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分まで

ご注意事項

- 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、すべて株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等が不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

〔議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、右記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

アクセス手順について



ID・パスワード入力 する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

または

みずほ信託 議決権行使サイト

検索



「スマート行使」による 方法

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのQRコード読み取りアプリを起動して、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り、ウェブブラウザを起動させる

1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



次へすすむをクリック

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されております。

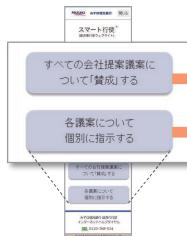


議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内
に従って
行使完了
です。

「スマート行使」
による議決権行
使後に行使内容
を修正したい場
合は、上記「ID・
パスワード入力
する方法」でご
修正いただきま
すようお願いし
上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当についてもその基本方針に基づき安定した配当を維持することとし、1株につき35円といたしたいと存じます。これにより中間配当35円と合わせた当期の配当金は、当初の予定どおり1株につき70円となります。

なお、今後につきましては、引き続き安定配当を基本方針としながら、業績等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまへの利益還元を図っていきたいと考えております。

また、内部留保として別途積立金に5,000,000,000円を積立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金35円 総額587,666,275円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

2. その他の剰余金に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（11名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等
1	じん の うち よし ひろ 陣 内 芳 博 再任	取締役会長
2	さか い ひで あき 坂 井 秀 明 再任	取締役頭取（代表取締役）
3	なか むら しん ざぶ ろう 中 村 紳 三 郎 再任	常務取締役D I 本部長
4	うの いけ とおる 鵜 池 徹 再任	常務取締役営業統括本部長
5	やま さき しげ ゆき 山 崎 繁 行 再任	常務取締役業務統括本部長
6	こう そ ひろし 高 祖 浩 再任	取締役
7	くち いし よう いち ろう 口 石 洋 一 郎 再任	取締役佐賀南ブロック長 兼本店営業部長兼呉服町支店長
8	の ぐち まこと 野 口 誠 再任	取締役業務統括本部システム部長 兼D I 本部副本部長
9	かな が え こう じ 金ヶ江 浩 二 新任	執行役員福岡中央ブロック長 兼福岡支店長兼渡辺通支店長 兼天神支店長
10	とみ よし けん た ろう 富 吉 賢 太 郎 再任 社外 独立	取締役
11	こう の けい じ 河 野 圭 志 新任 社外 独立	—

新任 …新任取締役候補者 再任 …再任取締役候補者 社外 …社外取締役候補者 独立 …証券取引所届出独立役員



候補者
番号

1

陣内芳博

再任

生年月日

1949年12月28日生

所有する当行株式の数

8,100株

取締役在任年数

20年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月 当行入行
1995年 6月 同本庄支店長
1998年 6月 同鍋島支店長
2000年 6月 同共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー兼総合企画部副部長兼事務管理部副部長
2002年 6月 同システム部長兼共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー
2003年 6月 同取締役総合企画部長
2005年 6月 同常務取締役総合企画部長
2007年 6月 同常務取締役
2010年 6月 同代表取締役専務
2011年 6月 同代表取締役副頭取
2012年 6月 同代表取締役頭取
2018年 4月 同代表取締役会長
2020年 6月 同取締役会長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

佐賀商工会議所 会頭

取締役候補者とした理由

1972年入行後、システム部長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2010年から代表取締役、2012年から頭取を務め、2018年から会長に就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



候補者
番号

2

さか

い

ひで

あき

坂井秀明

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当行入行
2002年 6月 同二日市支店長兼都府楼支店長
2002年 11月 店舗統廃合により同二日市支店長
2004年 4月 同総合企画部副部長
2007年 6月 同武雄支店長
2009年 6月 同総合企画部長
2011年 6月 同取締役総合企画部長
2014年 4月 同常務取締役
2018年 4月 同代表取締役頭取
現在に至る

生年月日

1958年 9月 5日生

所有する当行株式の数

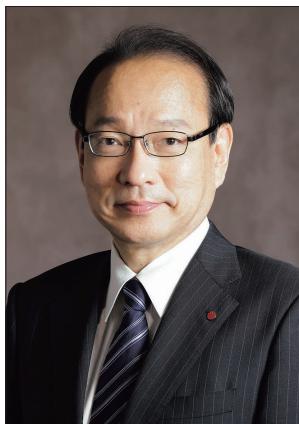
6,100株

取締役在任年数

12年

取締役候補者とした理由

1981年入行後、武雄支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2011年から取締役、2014年から常務取締役を務め、2018年から代表取締役頭取に就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。



候補者
番号

3

なか

むら

しん

ざぶ

ろう

中 村 紳三郎

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行
2008年 6月 同審査管理部副部長
2010年 6月 同八幡支店長
2012年 6月 同渡辺通支店長
2014年 4月 同総合企画部長
2017年 6月 同取締役総合企画部長
2018年 4月 同取締役営業統括本部長代理兼
福岡本部推進部長
2018年 6月 同取締役営業統括本部副本部長
2020年 4月 同取締役
2020年 6月 同常務取締役業務統括本部長
2021年 4月 同常務取締役業務統括本部長兼D I 本部長
2022年 4月 同常務取締役D I 本部長
現在に至る

生年月日

1962年12月11日生

所有する当行株式の数

8,100株

取締役在任年数

6年

取締役候補者とした理由

1985年入行後、渡辺通支店長、総合企画部長、福岡本部推進部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2017年から取締役、2020年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者となりました。



候補者
番号

4

うの
いけ
鵜
池

とおる
徹

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当行入行
2004年 6月 同片江支店長
2006年 6月 同干隈エリア長兼干隈支店長兼野芥支店長
2007年 6月 同八幡支店長
2010年 6月 同春日エリア長兼春日支店長兼
須玖支店長兼那珂川支店長
2010年 10月 同春日エリア長兼春日支店長兼須玖支店長
2012年 6月 同博多支店長
2014年 4月 同福岡支店長
2015年 3月 同福岡エリア長兼福岡支店長
2016年 4月 同営業統括本部福岡本部推進部長
2017年 4月 同執行役員営業統括本部福岡本部推進部長
2018年 4月 同執行役員本店営業部長
2018年 6月 同取締役本店営業部長
2020年 4月 同取締役
2020年 6月 同常務取締役
2022年 6月 同常務取締役営業統括本部長
現在に至る

生年月日

1962年 4月24日生

所有する当行株式の数

3,500株

取締役在任年数

5年

取締役候補者とした理由

1986年入行後、福岡本部推進部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2017年から執行役員、2018年から取締役、2020年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。



生年月日

1963年3月15日生

所有する当行株式の数

4,300株

取締役在任年数

4年

取締役候補者とした理由

1987年入行後、柳川支店長、生産性企画部長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2018年から執行役員、2019年から取締役、2022年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

やま

山

さき

崎

しげ

繁

ゆき

行

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当行入行
- 2012年 6月 同柳川支店長
- 2013年 7月 同生産性向上プロジェクトチームプロジェクトリーダー
- 2016年 4月 同生産性企画部長
- 2018年 4月 同執行役員総合企画部長兼生産性企画部長兼For “S” プロジェクトチームプロジェクトリーダー
- 2019年 4月 同執行役員唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長
- 2019年 6月 同取締役唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長
- 2020年 4月 同取締役唐津ブロック長兼唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長
- 2022年 4月 同取締役業務統括本部長
- 2022年 6月 同常務取締役業務統括本部長
現在に至る



候補者
番号

6

こう
そ
高 祖

ひろし
浩

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当行入行
2009年 6月 同志免支店長
2011年 6月 同二日市エリア長兼二日市支店長
2013年 4月 同博多駅東支店長
2016年 4月 同福岡エリア長兼福岡支店長
2018年 4月 同営業統括本部営業支援部長
2020年 4月 同営業統括本部副本部長
2020年 6月 同取締役営業統括本部副本部長
2022年 4月 同取締役佐賀南ブロック長兼
本店営業部長兼呉服町支店長
2023年 4月 同取締役
現在に至る

生年月日

1965年 6月18日生

所有する当行株式の数

2,300株

取締役在任年数

3年

取締役候補者とした理由

1988年入行後、福岡支店長、営業支援部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2020年から取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者となりました。



生年月日

1966年10月12日生

所有する当行株式の数

500株

取締役在任年数

1年

取締役候補者とした理由

1985年入行後、鳥栖支店長、営業統括部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2022年から取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

くち

いし

よう いち ろう
石 洋一郎

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当行入行
- 2011年 6月 同早良西支店長
- 2013年 4月 同麦野エリア長兼麦野支店長
- 2015年 4月 同二日市エリア長兼二日市支店長
- 2017年 4月 同佐世保支店長
- 2019年 4月 同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長兼
鳥栖駅前支店長
- 2019年10月 同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長兼
鳥栖駅前支店長兼鳥栖支店旭出張所長
- 2020年 4月 同営業統括本部営業統括部長
- 2021年 4月 同執行役員営業統括本部営業統括部長
- 2022年 4月 同執行役員営業統括本部副本部長兼
営業統括部長
- 2022年 6月 同取締役営業統括本部副本部長兼営業統括部長
- 2023年 4月 同取締役佐賀南ブロック長兼
本店営業部長兼呉服町支店長
現在に至る



候補者
番号

8

の
野

ぐち
口

まこと
誠

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 当行入行
2017年 4月 同相浦支店長
2019年 4月 同審査管理部長
2021年 4月 同執行役員佐賀北ブロック長兼神野町支店長
2022年 4月 同執行役員業務統括本部システム部長
2022年 6月 同取締役業務統括本部システム部長
2023年 4月 同取締役業務統括本部システム部長兼D I 本部副本部長
現在に至る

生年月日

1966年6月24日生

所有する当行株式の数

2,000株

取締役在任年数

1年

取締役候補者とした理由

1990年入行後、相浦支店長、審査管理部長、神野町支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2022年から取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。



候補者
番号

9

かな が え こう じ
金ヶ江 浩 二

新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 当行入行
2017年 4月 同唐津エリア和多田支店長兼
和多田支店浜崎出張所長
2019年 4月 同与賀町支店長
2019年11月 同与賀町支店長兼嘉瀬町支店長兼
与賀町支店久保田出張所長
2021年 4月 同伊万里・佐世保ブロック長兼伊万里支店長
2022年 4月 同執行役員福岡中央ブロック長兼福岡支店長兼
渡辺通支店長兼天神支店長
現在に至る

生年月日

1969年3月21日生

所有する当行株式の数

1,555株

取締役在任年数

0年

取締役候補者とした理由

1991年入行後、与賀町支店長、伊万里支店長、福岡支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2022年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。



候補者番号 **10** とみ よし けん た ろう **富吉賢太郎**

再任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 4月 株式会社佐賀新聞社入社
- 1989年 4月 同有田支局長
- 1994年 4月 同編集局報道部長兼論説委員
- 1998年 4月 同編集局次長報道センター長兼論説委員
- 1998年10月 同唐津支社長
- 2002年 4月 同論説委員会論説副委員長
- 2003年 4月 同論説委員会論説委員長
- 2009年 4月 同論説委員会執行役員論説委員長
- 2011年 4月 同取締役・執行役員編集局長
- 2014年 6月 同常務取締役編集局長
- 2015年 4月 同常務取締役編集主幹
- 2016年 6月 同専務取締役編集主幹
- 2018年 4月 同専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長
- 2019年 4月 同非常勤取締役名誉論説委員長
- 2019年 4月 学校法人佐賀清和学園理事長
- 2019年 6月 当行取締役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

学校法人佐賀清和学園 理事長

生年月日

1949年12月22日生

所有する当行株式の数

0株

取締役在任年数

4年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2019年から4年間当行の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べており、これまでの経験及び知識を活かして、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者といたしました。
株式会社佐賀新聞社に永年勤務し、専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長を務めた実績があり、報道機関での豊富な経験と専門的な知識を有していること及び佐賀清和学園の理事長として、豊富な経験と幅広い知識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。

**生年月日**

1957年9月18日生

所有する当行株式の数

0株

取締役在任年数

0年

候補者
番号

11

こ
の
けい
じ
河 野 圭 志

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 日本銀行入行
1999年 5月 同調査統計局物価統計課長
2001年 2月 同調査統計局経済統計課長
2002年11月 同名古屋支店次長
2004年 3月 同松江支店長
2006年 7月 同金融市場局参事役
2007年11月 同福岡支店長
2009年 5月 同情報サービス局長
2010年 4月 日本銀行退職
2010年 5月 中外製薬株式会社常勤顧問
2010年10月 同執行役員ライフサイクルマネジメント・
マーケティングユニット副ユニット長
2010年11月 同執行役員ライフサイクルマネジメント・
マーケティングユニットライフサイクルマネジメント第二部長
2012年 4月 同執行役員営業本部副本部長
2013年 1月 同執行役員IT統轄部門長
2015年10月 同執行役員グローバルヘルスポリシー担当、IT統轄部門長
2017年 1月 同執行役員渉外調査部担当、グローバルヘルスポリシー担当
2017年 4月 同上席執行役員渉外調査部担当、グローバルヘルスポリシー担当
2021年 4月 同非常勤顧問(2023年3月退職)
2021年 6月 三機工業株式会社社外取締役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況**三機工業株式会社 社外取締役****社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

日本銀行にて福岡支店長を務めるなど30年に亘り勤務経験があり、その後、中外製薬株式会社上席執行役員を歴任し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。これまでの経験及び見識を活かして、社外取締役としての職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 富吉賢太郎氏、河野圭志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 富吉賢太郎氏、河野圭志氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
4. 富吉賢太郎氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者富吉賢太郎氏は、現在当行社外取締役としてすでに責任限定契約を結んでおりますが、選任後も当該責任限定契約を継続する予定であります。また、河野圭志氏が選任された場合は、当行は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う
6. 当行は全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当行が全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における違法・犯罪行為等を起因とする損害賠償は、保険金支払いの対象外としております。また、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) スキル・マトリックス

2023年6月29日定時株主総会後の当行取締役(予定)

①社内取締役

氏名	役職	専門性と経験						
		経営戦略	法務・高度 なりスクマ ネジメント	営業 コンサル ティング	財務 会計 審査	市場運用	DX 事務	人事 労務
陣内 芳博	取締役会長	○	○	○	○	○	○	○
坂井 秀明	取締役頭取 (代表取締役)	○	○	○	○	○	○	○
中村紳三郎	専務取締役DⅠ本部長 (代表取締役)	○	○	○	○		○	○
鵜池 徹	専務取締役営業統括本部長 (代表取締役)	○	○	○	○	○		○
山崎 繁行	常務取締役	○	○	○	○		○	○
高祖 浩	常務取締役業務統括本部長	○		○	○			○
口石洋一郎	取締役佐賀南ブロック長 兼本店営業部長兼呉服町支店長	○		○	○			○
野口 誠	取締役業務統括本部システム部長 兼DⅠ本部副本部長	○		○	○		○	○
金ヶ江浩二	取締役福岡中央ブロック長 兼福岡支店長兼渡辺通支店長 兼天神支店長	○		○	○			○

※上記スキルは保有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

②社外取締役・監査等委員である取締役

氏名	役職	期待される分野				
		企業経営	学識経験	法律	財務 会計	地方行政
富吉賢太郎	取締役 (社外)	○	○			○
河野 圭志	取締役 (社外)	○			○	○
城野 吉章	取締役監査等委員	○			○	
井寺 修一	取締役監査等委員 (社外)	○		○		
田中 俊章	取締役監査等委員 (社外)	○			○	○
池田 巧	取締役監査等委員 (社外)	○				○

※上記スキルは保有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

以 上

第94期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は、本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

【金融経済環境】

2022年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済社会活動の制限が緩和される中、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられましたが、ウクライナ情勢の長期化による原材料価格の高騰や、米国の政策金利引き上げの影響等により、先行き不透明な状況が続いております。

当行の主要営業基盤である北部九州の経済につきましては、生産活動において一部供給面での制約等の影響がみられるものの、コロナ禍における各種政策の効果もあり、個人消費や雇用情勢が回復に向かう等、景気の持ち直しが続いております。

金融業界につきましては、日本銀行による事実上利上げと見られる長期金利の許容変動幅引き上げの動きがありましたが、企業向け貸出や個人ローンマーケットにおいて、金利はなお低水準で推移しています。

今後の日米欧の金融政策の動向や、ウクライナ情勢等が与える影響について充分注視する必要があります。

【事業の経過及び成果】

○第17次中期経営計画

こうした金融経済環境のなか、当行は2022年度を初年度とする第17次中期経営計画(2022年4月1日～2025年3月31日)において、「このまちで、あなたと・・・金融の枠を超えて地域の価値向上を実現する銀行グループ」を目指す姿として掲げております。“地域の発展なくして当行グループの発展なし”という地域銀行グループとしての使命を再認識し、地域の将来に亘る発展・成長を支え続けていくため、マーケットインの発想でお客さま起点の戦略に取り組み、サステナブルなビジネスモデルの確立を目指しております。これら方針に全役職員一丸となって取り組んだ結果、一般的には「本業利益」と言われる2022年度の「対顧客利益」は、前事業年度比12億85百万円増加の38億97百万円となり、3期連続の黒字となりました。引き続き佐賀銀行グループのコンサルティング能力を高め、お客さま・地域にとって何でも“役に立つ”存在となり、ステークホルダーの期待に応え、サステナブルな地域社会・経済の実現に貢献してまいります。

○店舗・チャンネル

店舗などのお客さまとのチャンネルにつきましては、お客さまのニーズや動向を踏まえた上で、見直しを実施しました。

有人店舗につきましては、2022年6月に神埼支店、神埼支店東脊振出張所、三田川支店、および神埼支店千代田町出張所を新築の同一建物内へブランチインブランチ方式にて移転統合しました。また、2022年9月に武雄支店三間坂出張所を武雄支店へブランチインブランチ方式にて統合しました。無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、3カ所に新設し、4カ所を廃止しました。

この結果、当事業年度末の有人店舗数は本支店72カ店、出張所31カ所、無人店舗（店舗外現金自動設備）は65カ所となりました（休止中の1カ所を含みません）。

○地方創生及び事業性評価に向けた取り組み

地方創生に向けた取り組みについては、「お客さまの付加価値向上」と「地域の価値向上」の2つの面から当行グループが能動的にお手伝いすることで、活力ある地域未来の創造＝地域社会の発展に資することを目指しています。

2020年4月に新設した9つの「ブロック制」による営業態勢をベースとし、事業性評価の視点で、お客さまとしっかり向き合い、グループ一体となって事業承継・M&A、IPO、IT・DX（デジタルトランスフォーメーション）、事業再生、販路拡大など金融・非金融分野のサービス提供態勢を強化し、コンサルティング領域を拡大しております。これにより、これまで多くのお客さまとコンサルティングサービス契約を締結してまいりました。

さらに、温室効果ガスの削減とともに玄海町における畜産農家の家畜排せつ物処理に係る労力削減、臭気軽減等の課題解決が見込めるバイオガス発電所建設のため、2022年12月に玄海バイオガス発電に対し、当行がアレンジャーを務め、佐賀県信用農業協同組合連合会と唐津農業協同組合参加のもと、総額14億5千万円のシンジケートローンを組成しました。

また、2021年10月に設立した地域商社さぎんコネクトは、佐賀県の地の利を活かし、佐賀、福岡、長崎の新たな商品やサービスなどのプロジェクトを集め、地域の魅力を発信・応援することを目的に2022年7月に購入型クラウドファンディングサイト「YOKATO！（よかと）」を開設し、2023年3月末までに13件のプロジェクトを取り扱いました。

そして、2022年10月には佐賀県内にサテライトオフィスを持つ企業やスタートアップ企業もしくは起業を目指す起業家を支援するため、当行と佐銀キャピタル&コンサルティング、さぎんコネクト、イノベーションパートナーズ、和多屋別荘の5社間で包括連携協定を締結するなど、地域課題の解決、及び各種連携を通じた地域創生や地域活性化を推進しております。

当行グループは今後もこのようなお客さまの付加価値向上、地域の価値向上への取り組みを通じ、持続可能な地域社会の形成に深く関わってまいります。

○取扱商品・サービスなどの拡充

当行グループはお客さまの悩みや課題を解決する「コンサルファーム」となるべく、取扱商品・サービスの拡充に取り組んでおります。

事業者のお客さま向けには、お客さまへの経営支援の充実や収益力強化に取り組んでいくため、これまで審査管理部にあった企業経営サポート室を営業支援部（令和5年4月に地域支援部と改称）内に「経営サポートグループ」として改編しました。営業支援部内に新設することで、他のコンサルティングメニューとの相乗効果を発揮し、また、そのノウハウを営業店に共有することで地域の事業所の存続及び雇用の確保に貢献できるものと考えております。

個人のお客さま向けには、「兵庫支店（さぎんパーソナルプラザ佐賀）」を、住宅資金や資産形成、相続など専門性を要する相談ニーズに対応する窓口としてコンサルティングに取り組んできたほか、お客さまへの資産運用サービスの一層の充実を目的として佐銀キャピタル&コンサルティングにて金融商品仲介業務を開始し、お客さまの多様なニーズに対応しております。当行グループは「人生100年時代のライフコンサルタント」を目指し、グループ一体となって質の高いサービスの提供に取り組んでおります。

一方、デジタル化の急速な進展やお客さまニーズの多様化など、環境は目まぐるしく変化しています。こうしたなか、当行は2022年11月、事業者さま向けに、WEBサービス「佐賀銀行L o B a M a S（ロバマス）」の取り扱いを開始しました。本サービスは①企業が有する課題解決に向けた情報提供・サポートの実現、②地方企業の情報発信強化の実現、③地方銀行の情報発信強化を目的とし、「お客さまの経営課題に対するソリューション提供やコンサルに繋がる交流プラットフォーム化」のサービスを提供いたします。

また、キャッシュレス決済事業者との連携を拡大したほか、今後も多様なお客さまのニーズにお応えするため、インターフェイス（お客さまとの接点）の充実やデジタルプラットフォームの構築等、DXに積極的に取り組んでまいります。

○サステナビリティへの取り組み

当行では、第17次中期経営計画において、持続可能な地域社会の実現を目指すため、地域支援戦略、組織戦略、DX戦略、市場運用戦略の各カテゴリでサステナブルな地域社会の実現に向けた取り組みを行っております。

特に地域支援戦略のカテゴリでは、佐賀県鹿島市と連携して有明海の環境保全とSDGs認証制度を起点に事業者さまを支援する取り組みを実施し、自治体、当行及び当行グループ会社である地域商社さぎんコネク트가協働し、地域内で経済好循環の仕組みを創ることができました。この取り組みは、内閣府が主催する「第2回地方創生SDGs金融表彰」を受賞し、対外的にも評価いただいております。

また、2022年1月より取り扱いを開始している「さぎんSDGs取組支援・宣言サポートサービス」については、2022年度は新たに276事業者さまから受託しました。本サービスはお客様の現状の取り組み評価に基づいて対話をおこない、今後のSDGsの取り組みを表明する「SDGs宣言」の策定及び実行を支援するもので、2023年3月末までに累計で342事業者さまのSDGsへの取り組みを支援しております。

SDGs私募債「地域の芽 未来の芽・育む債」については、当事業年度新たに101件/72億円をお引き受けし、SDGs私募債発行に伴う引受手数料の一部を活用して、7百万円をSDGsの普及拡大や社会的課題解決への取り組みを行う団体へ寄付及び寄贈しております。

今後も、金融の枠を超えた幅広い視点で、地域の課題解決や産業の振興に努め、地域の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

以上のような取り組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

○預金・貸出金等

2023年3月末の預金残高は、前事業年度末比89億円減少し2兆7,835億円となりました。貸出金残高は、前事業年度末比345億円増加し2兆1,890億円となりました。また、有価証券残高につきましては、前事業年度末比340億円増加し7,045億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は、前事業年度末比0.33ポイント減少し7.68%（速報値）となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、2022年3月末の2.04%が2023年3月末には2.05%となりました。

○損益状況

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加を主因として資金運用収益が前事業年度比26億4百万円増加したことや、役務取引等収益が3億32百万円増加したこと、また、有価証券のポートフォリオ再構築に伴う株式等売却益の増加によりその他経常収益が10億30百万円増加したこと等から、前事業年度比37億63百万円増加し397億84百万円となりました。

経常費用につきましては、営業経費が4億99百万円減少したことや、貸倒引当金繰入額の減少を主因としてその他経常費用が19億93百万円減少したものの、資金調達費用が20億77百万円増加したことや、上記ポートフォリオ再構築による国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が36億92百万円増加したこと等から、前事業年度比32億79百万円増加し326億57百万円となりました。

この結果、経常利益につきましては、前事業年度比4億84百万円増加し71億27百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、前事業年度比15億41百万円増加し55億81百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

これまで猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、2023年5月より感染症の位置付けが2類相当から5類に引き下げられ、経済活動も正常に戻りつつあります。一方、円安・物価高が継続しており、お客さまの事業や家計に大きな影響を与えている中、いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化しております。当行グループは、引き続きお客さまの悩みに親身に寄り添い、さまざまな課題解決に取り組んでいく必要性を強く感じています。

また、日本銀行が長期金利の許容変動幅を引き上げたことで市場金利も上昇する等、金融環境の転機に迅速に対応していく必要があります。

2023年4月より2年目を迎える第17次中期経営計画では、お客さま・地域にとって何でも“役に立つ”存在となり、最終的には佐賀銀行グループ全体がコンサルファームとなることを目指しております。この取り組みをさらに加速化させるため、2023年4月に営業統括本部の改編を行い、より一層地域支援に取り組むべく、営業支援部を地域支援部と改称し、同部内に地域共創グループを新設しました。

また、これまで行内を中心に進めてきたDX戦略を次の段階として、地域のデジタル分野をリードする「デジタルバンク」の実現に向けて取り組んでまいります。基本的な金融取引などは全てデジタルで対応できるようにすることや、お客さまや地域のデジタル化、キャッシュレス・ペイメントの支援に取り組んでまいります。

一方、“人ならでは”の分野では、将来の目標を達成するための資産運用・管理であるゴールベース・アプローチの考え方に基づくお客さまとの対話により、経営の課題から個人の悩みまでをシームレスにサポートするプライベートバンキング、そしてお客さまの事業活動におけるリスクマネジメントの強化に取り組んでまいります。

当行グループは、今後とも「このまちであなたと・・・」の想いを基本とし、サステナブルな地域社会・経済の実現に貢献するため、全役職員一丸となって努力してまいり所存でございますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預	金	2,377,904	2,704,160	2,792,455	2,783,541
	定期性預金	767,859	770,214	763,842	731,214
	その他	1,610,044	1,933,946	2,028,613	2,052,326
貸	出	1,774,191	2,024,989	2,154,521	2,189,044
	個人向け	393,987	391,059	408,469	441,923
	中小企業向け	839,302	939,878	945,391	955,657
	その他	540,901	694,050	800,660	791,463
商品有価証券		—	—	—	—
有	価	528,229	609,365	670,424	704,512
	証	24,884	23,292	15,067	26,210
	国債	211,364	238,025	261,681	268,763
	地方債	291,981	348,047	393,674	409,538
その他					
総資産		2,555,392	3,047,554	3,161,435	3,006,681
内国為替取扱高		21,740,783	22,363,960	23,236,126	23,122,368
外国為替取扱高		百万ドル 734	百万ドル 1,059	百万ドル 1,578	百万ドル 1,398
経常利益		4,233	3,765	6,643	7,127
当期純利益		2,311	2,316	4,040	5,581
1株当たり当期純利益		円 銭 138.02	円 銭 138.13	円 銭 240.84	円 銭 332.43
信託財産		—	—	—	—
信託報酬		—	—	—	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております (以下の各表における金額についても同様であります)。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,251人
平 均 年 齢	41年1月
平 均 勤 続 年 数	18年0月
平 均 給 与 月 額	365千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員、及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
佐 賀 県	61店 (うち出張所 22)
長 崎 県	3 (// -)
福 岡 県	38 (// 9)
東 京 都	1 (// -)
合 計	103 (// 31)

- (注) 上記のほか、当事業年度末において、店舗外現金自動設備65カ所を設置しております。
 (休止中の1カ所を含みません)。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. 当年度において次の店舗等の位置変更を行いました。

(位置変更)

神埼支店 (佐賀県神埼市)

東脊振出張所 (佐賀県神埼市、神埼支店内)

三田川支店 (佐賀県神埼市、神埼支店内)

千代田町出張所 (佐賀県神埼市、神埼支店内)

三間坂出張所 (佐賀県武雄市、武雄支店内)

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設、廃止いたしました。

(新設)

吉野ヶ里吉田出張所 (佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、旧三田川支店所在地)

千代田境原出張所 (佐賀県神埼市、旧千代田町出張所所在地)

三間坂駅前出張所 (佐賀県武雄市、旧三間坂出張所所在地)

(廃止)

福岡鮮魚市場共同出張所（福岡県福岡市）

佐賀市役所出張所（佐賀県佐賀市）

ピオ内出張所（佐賀県鹿島市）

鳥栖市役所出張所（佐賀県鳥栖市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名または名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,334
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
社 宅 の 新 築	124
店 舗 等 の 新 築 ・ 改 築	406
事 務 機 器	134
ソ フ ト ウ ェ ア	211

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ. 親会社の状況
 該当ありません。
 ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
佐銀リース株式会社	佐賀市駅南本町4番23号	各種設備機器のリース業務	百万円 30	% 100.00	—
佐銀信用保証株式会社	佐賀市大財北町3番35号	佐賀銀行の取り扱う個人ローンに係る信用保証業務	百万円 50	% 100.00	—
佐銀コンピュータサービス株式会社	佐賀市愛敬町7番17号	コンピュータによる情報処理等のサービス業務	百万円 10	% 100.00	—
株式会社 佐銀キャピタル& コンサルティング	佐賀市唐人二丁目7番20号	有価証券の取得、保有、売却、及びコンサルティング業務	百万円 80	% 100.00	—
佐銀ビジネスサービス株式会社	佐賀市愛敬町7番17号	佐賀銀行の文書管理、事務代行業務等	百万円 104	% 100.00	—
さざんコネクト株式会社	佐賀市唐人二丁目7番20号	卸売、小売、商談会、EC、クラウドファンディング等	百万円 100	% 100.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査等委員）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(2022年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
陣内 芳博	取締役会長	佐賀商工会議所 会頭	
坂井 秀明	取締役頭取 (代表取締役)		
堤 和幸	専務取締役 (代表取締役)		
中村 紳三郎	常務取締役 D 本部長		
鵜池 徹	常務取締役 営業統括本部長		
山崎 繁行	常務取締役 業務統括本部長		
高祖 浩	取締役 佐賀南ブロック長 兼本店営業部長 兼呉服町支店長		
□石 洋一郎	取締役 営業統括本部副本部長 兼営業統括部長		
野口 誠	取締役 業務統括本部システム部長		
古館 直人	取締役 (社外取締役)		
富吉 賢太郎	取締役 (社外取締役)	学校法人佐賀清和学園 理事長	
城野 吉章	取締役常勤監査等委員		
井寺 修一	取締役監査等委員 (社外取締役)	弁護士法人令和池田法律事務所 代表弁護士 佐賀県弁護士会 会長	
田中 俊章	取締役監査等委員 (社外取締役)		
池田 巧	取締役監査等委員 (社外取締役)		
(当年度中に退任した役員)			
富永 金吾	専務取締役 営業統括本部長 (代表取締役)		2022年6月29日退任
牟田 日出光	取締役		2022年6月29日退任

(注) 1. 取締役古館直人、富吉賢太郎、取締役監査等委員井寺修一、田中俊章及び池田巧の各氏は、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当年度中に退任した役員の仕事は退任時のものであります。
3. 当行は、常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議への出席や、内部監査部門や会計監査人との連携により得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、役位に応じて月毎に定額で支給する「固定報酬」、当行の業績等を勘案して支給する「賞与」、当行の企業価値を反映した株価と報酬の連動性を高めるための「株式報酬型ストックオプション」（業績等を勘案し毎年一定の時期に支給）にて構成しております。各報酬割合につきましては、概ね固定報酬が8割、株式報酬型ストックオプションが2割となっております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、独立性の確保から、月毎に定額で支給する「固定報酬」のみとしております。当該方針につきましては、2022年6月29日開催の取締役会決議により決定しております。

固定報酬については、株主総会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定し、その限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬については、予め定めた役位に応じた付与額および付与時期を、株主総会で定められた範囲内で取締役会の決議により決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、原則年1回、取締役会の諮問機関である「独立社外役員会議」において、決定方針との整合性を含めた多角的な議論がなされており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第93期定時株主総会決議において月額1,900万円以内（うち社外取締役76万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額を年額6,000万円以内、株式数の上限を年4万株（注）以内（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

当行の監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、当該定時株主総会において月額290万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

（注）2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式の併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。

八、会社役員に対する報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	株式報酬型 ストックオプション
取締役 (監査等委員除く)	13人	217	175	42
取締役監査等委員	4人	24	24	—
監査役	4人	8	8	—

- (注) 1. 当行は、2022年6月29日開催の第93期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行（以下、「本移行」といいます。）しております。監査役の実給人数及び報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役監査等委員の実給人数及び報酬等は本移行後の期間に係るものであります。なお、支給人数には本移行に伴い監査役から取締役監査等委員に就任した3名を含んでおります。
2. 本移行前の取締役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第83期定時株主総会において月額1,900万円以内と決議しております。また、本移行前の監査役の金銭報酬の額は、月額290万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 非金銭報酬等として取締役（社外除く）に対して株式報酬型ストックオプションを付与しております。当該株式報酬型ストックオプションにつきましては、2022年6月29日開催の取締役会決議に基づき、取締役（社外除く）9名に対し、新株予約権2,937個（新株予約権1個につき10株）を付与しております。権利行使の条件は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるとしております。
4. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は27百万円です。
5. 役員賞与金は該当ありません。
6. 役員退職慰労金は該当ありません。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
古 舘 直 人	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役の職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結しております。
富 吉 賢太郎	
井 寺 修 一	
田 中 俊 章	
池 田 巧	

(4) 補償契約

在任中の会社役員との間の補償契約
該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行すべての役員	会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当行が全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における違法・犯罪行為等を起因とする損害賠償は、保険金支払の対象外としております。当該保険契約の被保険者は取締役であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
富吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園 理事長
井寺 修一	弁護士法人令和 池田法律事務所 代表弁護士 佐賀県弁護士会 会長

(注) 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
古館 直人	2015年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席	日本銀行にて30年の勤務経験があり、金融機関に関する豊富な経験（学識・専門知識）を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しておりました。結果、当行取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、筆頭独立社外取締役として独立社外役員会議等において積極的な意見を述べる等、主導的役割を果たしております。
富吉 賢太郎	2019年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席	佐賀新聞社に永年勤務し、専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長を務めた実績があり、報道機関での豊富な経験と幅広い知識を有していることから、当該視点より監督機能を果たすことを期待しておりました。結果、当行取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
井寺 修一	2016年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中13回出席 監査役会8回開催中7回出席 監査等委員会17回開催中17回出席	2005年の弁護士開業以来、法務実務に携わった経験により培われた法務に関する専門的な見識を活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会等においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
田中俊章	2018年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中15回出席 監査役会8回開催中8回出席 監査等委員会17回開催中17回出席	旧大蔵省（現・財務省）勤務時代に携わった金融行政に関する知見や退官後の病院経営幹部としての経験を活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会等においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。
池田巧	2019年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中15回出席 監査役会8回開催中7回出席 監査等委員会17回開催中17回出席	佐賀県庁勤務時代に培われた行政的な知見に加え、県庁退職後企業経営者としての経験も活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会等においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	5人	19	—

- (注) 1. 役員賞与金は該当ありません。
2. 退職慰労金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 49,914千株
発行済株式の総数 16,790千株（自己株式345千株を除く。）
(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 7,584名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,420千株	8.45%
明治安田生命保険相互会社	740	4.41
佐賀銀行行員持株会	717	4.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	537	3.20
株式会社十八親和銀行	522	3.11
株式会社肥後銀行	347	2.07
株式会社福岡銀行	307	1.83
日本生命保険相互会社	304	1.81
野田政信	300	1.78
住友生命保険相互会社	281	1.67

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、自己株式を345千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	2人	普通株式 22,290株

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 2012年7月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,580株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2012年8月1日～2042年7月31日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2名
	(1) 新株予約権の割当日 2013年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,550株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2013年7月31日～2043年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2名
	(1) 新株予約権の割当日 2014年7月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,670株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2014年8月1日～2044年7月31日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2015年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,290株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2015年7月31日～2045年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2016年7月27日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 9,120株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2016年7月28日～2046年7月27日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	3名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2017年7月26日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 9,090株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2017年7月27日～2047年7月26日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2018年7月27日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,760株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2018年7月28日～2048年7月27日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	5名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2019年7月24日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 24,240株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2019年7月25日～2049年7月24日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	6名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の割当日 2020年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 39,950株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2020年7月31日～2050年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 	7名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 2021年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 33,790株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2021年7月31日～2051年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	7名
	(1) 新株予約権の割当日 2022年7月29日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 29,370株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2022年7月30日～2052年7月29日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	9名

- (注) 1. 当初決議した株式数及び人数から権利行使済みの株式数及び人数を控除しております。
 2. 2017年10月1日付で行った株式併合により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
 該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 金子一昭	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	50	(注2)
指定有限責任社員 川口輝朗	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—	

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当行監査等委員会は、会計監査人及び行内関係部署等から必要な資料を入手し且つ説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、監査品質、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額は相当と認められたため、同意いたしております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、54百万円でありませぬ。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条に定める解任事由に該当するとき、その他社会的信用を失墜する等により当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

○業務の適正を確保するための体制

当行取締役会は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、2006年5月22日付で、以下に掲げる「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、その後必要に応じて都度改定をいたしております。

- (1) 当行取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等の遵守に係る「法令遵守の基本方針」・「法令遵守の遵守基準」・「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全役職員が法令・定款および内規を遵守した行動をとるための行動規範を定め、法令・定款に違反する行為を未然に防止するよう努める。

また、コンプライアンスの確立・浸透・定着を目的に、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、経営管理部を担当部署としコンプライアンスに関する指導、教育等の実務を担わせる。

さらに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で断固として対決し、関係遮断及び被害の防止のための体制整備に努める。

- (2) 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、「取締役会規程」・「常務会規程」・「経営会議規定」・「文書管理要領」その他規定に基づき保存・管理する。

- (3) 当行の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理方針」・「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに統合管理部署を経営管理部と定め、リスクを網羅的・総括的に管理する。

また、リスク管理状況については、経営管理部が定期的（四半期ごと）に取締役会に報告する体制とし、取締役会は問題点の把握と改善に努める。

- (4) 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画、営業方針その他全庁的な目標を定め、各部門が実施すべき目標や施策を明確にするとともに、「職務および権限規程」に基づいた職務分担・権限・執行方法を定め、また、取締役会等において定期的にその結果を把握し、改善を促すことにより目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現する。

(5) 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は健全且つ円滑なグループ経営の実現・維持を目的として「関連会社管理規程」を制定する。

当行のグループ会社に対しては、契約に基づく当行監査部による監査および当行より派遣するグループ会社の監査役による監査を実施するとともに、当行の監査等委員会による往査を実施する。

また、「経営会議」、「関連会社ヒアリング」等を通じて、各社の業績、要望・課題、内部統制システムの整備状況その他について把握すると共に、緊密な連携を図る。

これらの取組みにより、「グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制」、「グループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、当行グループとしての適正性を確保する。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当行グループの財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切に運用する。

(7) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこと及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室を設置し専任のスタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査等委員会の指示に基づき調査、情報収集を行いその結果を報告する等の監査・監督業務の補助を行う。

また、当該専任スタッフの取締役からの独立性を確保するため、その人事異動・人事評価等については、事前に監査等委員会に意見を求め、これを尊重することとする。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

① 当行及びグループ会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告・通報をするための体制

当行取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事項について、監査等委員会へ報告することとする。また、当行及びグループ会社の法令等違反行為や不正行為等につき、当行を含め各グループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」に基づき、当行グループの役職員から当行が設置する内部通報窓口（経営管理部、常勤監査等委員、行外受付窓口）に対し報告または通報を行う体制とし、報告・通報を受けた内部

通報窓口は、当該事実を監査等委員会に報告することとする。

さらに、監査等委員が、取締役会・常務会その他重要な会議に出席するなど、常に当行の経営に係る重要な情報を把握できる体制とする。

- ② 報告・通報した者が当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及びグループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」では、当該報告・通報したことを理由として報告・通報者に対し、解雇・懲戒処分・降格・減給等不利益な処遇をしてはならないことを定め、報告・通報者の保護を図る体制とする。

- (9) 当行監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員会が監査・監督の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めたり、調査・鑑定等を委託した場合の所要の費用については、当行が速やかに支払う。

- (10) その他当行監査等委員会の監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員会とそれぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査等委員会から報告を求められた事項について報告する。

さらに、経営の重要な会議には監査等委員の出席を認め、「動態的監査機能」を強化する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況

当行は、上記の「内部統制システム整備に関する基本方針」に沿って体制を整備し、適切に運用いたしております。

当事業年度における、「業務の適正を確保するための体制」の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

取締役の職務執行の効率性確保体制については、取締役会は法令等に従い、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、会長、頭取及び専務取締役並びに常務取締役により構成される「常務会」において、取締役会より委任を受けた銀行の常務に関する事項の審議・決定を行っております。加えて、独立社外役員である社外取締役は、取締役会、監査等委員会に出席し経営を監査・監督するほか、「独立社外役員会議」を開催し、経営陣から独立した立場での監督・監査上の意見交換、情報交換、論議等を行っております。

損失危険管理体制については、取締役会において「リスク管理方針」、「リスク管理規程」を定め、リスク管理への認識を高めるため、全役職員に周知を図っております。また、取締役会はリスクカテゴリー毎のリスク管理状況について、所管部署及び統合管理部署からの報告に基づき、問題点の把握と改善策の議論等を行っております。さらに、定期的に経営会議を開催し、リスク管理状況について、所管部署からの報告を受け、問題点を把握し改善策を協議しています。

内部監査部門である監査部は、リスク管理方針の遵守状況、リスク管理態勢の整備状況、リスク管理プロセスの運用状況等について、監査を行い、必要に応じて管理・運用についての改善を要請し、加えて改善策への実施状況の監視を行っております。

法令等遵守体制については、取締役会は、コンプライアンス統括部署からの報告に基づき、「コンプライアンス・プログラム」の進捗管理を行うことで、法令遵守に関する問題点の把握と改善策を協議しています。さらに定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、法令等遵守に関する協議・報告を行っているほか、問題事例が発生した場合には、問題事例の原因分析・再発防止策の協議を行っております。また、「コンプライアンスニュース」や「トラブルシューティング・ニュース」等により事例や注意事項等を発信しているほか、全役職員に「法令遵守の葉」を配布し読み合わせを実施するなど全行員の法令等遵守に対する認識を高めるようにいたしております。

企業集団内部統制について、健全且つ円滑なグループ経営の堅持と統合的なグループ経営の実現のため、「関連会社管理規程」を制定いたしております。また、当行が中心となり「関連会社ヒアリング」を年2回実施し、事業方針、業績、収益向上策、リスク管理に関する事項その他についてヒアリングを行い、各社の課題に対する認識を醸成し、課題解決に向けた具体策の指導等を行っております。なお、当行監査部は、毎年グループ会社各社に対して監査を実施し改善事項等について提起することで、牽制機能を働かせております。

反社会的勢力への対応について、取締役会にて定めた「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に沿って、「反社会的勢力情報管理規定」のほか関連諸規定を整備しています。具体的には、各種契約書・約款等に暴力団排除条項を設ける他、反社情報の照会システムを構築する等、反社会的勢力との取引遮断に向けた取組みを行っております。また、取締役会は反社会的勢力への対応状況について、所管部署からの報告等により状況把握を行っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第94期

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	16,062	11,374	11,374
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
別途積立金の積立			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	16,062	11,374	11,374

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計		
		別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	14,926	58,800	254	7,252	81,233	△978	107,692
当期変動額							
剰余金の配当				△1,174	△1,174		△1,174
当期純利益				5,581	5,581		5,581
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分				△26	△26	60	33
別途積立金の積立		3,000		△3,000	—		—
土地再評価差額金の取崩				△6	△6		△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	3,000	—	1,373	4,373	49	4,423
当期末残高	14,926	61,800	254	8,626	85,607	△929	112,115

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,264	6,267	10,532	250	118,475
当期変動額					
剰余金の配当					△1,174
当期純利益					5,581
自己株式の取得					△11
自己株式の処分					33
別途積立金の積立					—
土地再評価差額金の取崩					△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△11,016	6	△11,010	8	△11,001
当期変動額合計	△11,016	6	△11,010	8	△6,578
当期末残高	△6,751	6,273	△477	259	111,897

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要管理債権、その他の要注意先債権）に相当する債権については、主として正常先債権及びその他の要注意先債権は今後1年間の予想損失額、要管理先債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、それぞれ1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（未保全額）のうち必要と認める額を計上しております。具体的には、その未保全額が一定額以上の破綻懸念先債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、未保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により算出しており、その他の破綻懸念先債権は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を未保全額に乗じて算出しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 収益の計上方法

代理業務の返金可能性がある手数料に係る収益の計上基準

手数料受取時に売上高を計上する方法によっておりますが、返金可能性がある手数料については、契約負債を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、ヘッジ対象である貸出金のキャッシュ・フローの固定化を行うために用いた金利スワップであり、繰延ヘッジ・特例処理を適用しております。このヘッジに「LIBORを参照とする金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘ

ッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

当事業年度は、投資信託（上場投資信託を除く。）の期中収益分配金が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に586百万円を計上しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類にあたる影響はありません。

追加情報

（退職給付制度の一部について確定拠出年金制度への移行）

当行は、2022年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

これにより、当事業年度において、退職給付制度改定益440百万円を特別利益に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 15,361百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」〔6.引当金の計上基準〕〔(1) 貸倒引当金〕に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローの見積り」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローの見積り」は、各債務者の支払能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 9,764百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,514百万円
危険債権額	24,069百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	11,141百万円
合計額	45,725百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,490百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	94,619百万円
------	-----------

貸出金	32,698百万円
-----	-----------

担保資産に対応する債務

預金	2,004百万円
----	----------

債券貸借取引受入担保金	65,692百万円
-------------	-----------

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券56,681百万円、貸出金42,366百万円及びその他の資産668百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,107百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、601,290百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が588,511百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,953百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 24,257百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,322百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は27,712百万円であります。

10. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

11. 関係会社に対する金銭債権総額 8,565百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 7,245百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 38百万円

役務取引等に係る収益総額 31百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 3百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 303百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 609百万円

3. 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額129百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	営業店舗6か所	土地・建物・動産	89百万円
福岡県内	所有店舗1か所	土地	3百万円
東京都内	営業店舗1か所	建物	35百万円
合計			129百万円

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産（本部使用資産、社宅、ATMコーナー等）は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

子会社・子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	佐銀信用保証株式会社	所有 直接100.00	ローン等に 係る 保証委託	被保証債務	237,181	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

佐銀信用保証株式会社より、当行の各種ローン等に対して保証を受けております。保証条件については、ローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	361	6	22	345	(注)

(注) 増加は単元未満株式の買取り0千株及び所在不明株主の株式買取り5千株、減少は単元未満株式の売却0千株及び新株予約権の行使22千株によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「短期社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計 上 額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	社 債	1,802	1,804	2
	そ の 他	10,000	10,325	325
	小 計	11,802	12,129	327
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社 債	780	776	△3
	そ の 他	—	—	—
	小 計	780	776	△3
合 計		12,582	12,906	324

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	7,485
関連法人等株式	—
投資事業組合出資金	2,278
合計	9,764

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格のない株式等があります。

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,478	9,268	10,209
	債券	140,661	138,557	2,104
	国債	10,642	10,620	21
	地方債	76,812	75,379	1,433
	短期社債	—	—	—
	社債	53,207	52,558	648
	その他	28,502	26,129	2,372
	小計	188,642	173,955	14,686
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,620	5,655	△1,034
	債券	321,448	330,319	△8,871
	国債	15,568	15,905	△337
	地方債	191,951	198,534	△6,582
	短期社債	4,999	4,999	—
	社債	108,928	110,880	△1,951
	その他	166,299	180,879	△14,580
	小計	492,367	516,854	△24,486
合計		681,010	690,810	△9,800

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	1,146
非上場外国株式	8

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	773	125	58
債 券	52,243	321	849
国 債	33,274	176	603
地 方 債	17,956	133	245
社 債	1,012	12	—
そ の 他	115,112	2,701	4,121
合 計	168,128	3,149	5,029

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、110百万円（全て株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	862	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	金額 (百万円)
繰延税金資産	
退職給付引当金	2,927
貸倒引当金	4,339
有価証券償却	905
減価償却費	579
その他有価証券評価差額金	3,048
その他	871
繰延税金資産小計	12,673
評価性引当額	△4,414
繰延税金資産合計	8,258
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△676
その他	△119
繰延税金負債合計	△795
繰延税金資産の純額	7,462

(1 株当たり情報)

- 1 株当たりの純資産額 6,648円86銭
- 1 株当たりの当期純利益金額 332円43銭
- 潜在株式調整後 1 株当たりの当期純利益金額 329円37銭

第94期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	72,968	預渡性預金	2,778,275
買入金銭債権	2,333	債券貸借取引受入担保金	8,597
金銭の信託	862	借入金	65,692
有価証券	697,091	借入金	6,442
貸出金	2,180,479	外国為替	80
外国為替	2,787	その他負債	27,194
リース債権及びリース投資資産	14,935	賞与引当金	598
その他資産	11,653	退職給付に係る負債	1,210
有形固定資産	23,293	役員退職慰労引当金	10
建物	5,343	睡眠預金払戻損失引当金	170
土地	15,772	繰延税金負債	120
建設仮勘定	421	再評価に係る繰延税金負債	3,008
その他の有形固定資産	1,757	支払承諾	9,083
無形固定資産	945	負債の部合計	2,900,483
ソフトウェア	659	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	285	資本金	16,062
退職給付に係る資産	1,835	資本剰余金	13,327
繰延税金資産	8,139	利益剰余金	80,824
支払承諾見返	9,083	自己株式	△929
貸倒引当金	△17,133	株主資本合計	109,284
投資損失引当金	△31	その他有価証券評価差額金	△6,751
資産の部合計	3,009,245	土地再評価差額金	6,273
		退職給付に係る調整累計額	△304
		その他の包括利益累計額合計	△782
		新株予約権	259
		純資産の部合計	108,761
		負債及び純資産の部合計	3,009,245

第94期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常	収 益		47,675
資 金	運 用 収 益	27,117	
	貸 出 金 利 息	19,222	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,405	
	預 け 金 利 息	385	
	そ の 他 の 受 入 利 息	103	
役 務	取 引 等 収 益	8,337	
そ の	他 業 務 収 益	8,519	
そ の	他 業 務 収 益	3,700	
	償 却 債 権 取 立 益	0	
	そ の 他 の 経 常 収 益	3,700	
経常	費 用		40,409
資 金	調 達 費 用	2,468	
	預 金 利 息	576	
	讓 渡 性 預 金 利 息	3	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	39	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,823	
	借 入 金 利 息	24	
	そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務	取 引 等 費 用	3,199	
そ の	他 業 務 費 用	12,548	
そ の	他 業 務 費 用	19,903	
	の 他 業 務 費 用	2,289	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	874	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,415	
経常	利 益		7,265
特 別	利 益		587
	固 定 資 産 処 分 益	147	
	退 職 給 付 制 度 改 定 益	440	
特 別	損 失		283
	固 定 資 産 処 分 損 失	154	
	減 損 損 失	129	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	及 び 事 業 税 額		7,569
法 人 税、 住 民 税 等 及 び 事 業 税 額	調 整 額	1,805	
法 人 税 等 合 計		273	
当 期 純 利 益			2,078
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			5,491
			5,491

第94期

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	16,062	13,327	76,541	△978	104,951
当期変動額					
剰余金の配当			△1,174		△1,174
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,491		5,491
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分			△26	60	33
土地再評価差額金の取崩			△6		△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,283	49	4,332
当期末残高	16,062	13,327	80,824	△929	109,284

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,264	6,267	51	10,583	250	115,786
当期変動額						
剰余金の配当						△1,174
親会社株主に帰属する当期純利益						5,491
自己株式の取得						△11
自己株式の処分						33
土地再評価差額金の取崩						△6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△11,016	6	△355	△11,365	8	△11,357
当期変動額合計	△11,016	6	△355	△11,365	8	△7,024
当期末残高	△6,751	6,273	△304	△782	259	108,761

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

佐銀リース株式会社
佐銀信用保証株式会社
佐銀コンピュータサービス株式会社
株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング
佐銀ビジネスサービス株式会社
さざんコネクト株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第三号
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第四号
デジタルトランスフォーメーションファンド投資事業有限責任組合第1号
佐銀ブリッジ投資事業有限責任組合
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第五号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第三号
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第四号
デジタルトランスフォーメーションファンド投資事業有限責任組合第1号
佐銀ブリッジ投資事業有限責任組合
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第五号

- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 6社

【連結注記表】

- ・記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- ・子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附

属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法の定める耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要管理債権、その他の要注意先債権)に相当する債権については、主として正常先債権及びその他の要注意先債権は今後1年間の予想損失額、要管理先債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、それぞれ1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(未保全額)のうち必要と認める額を計上しております。具体的には、その未保全額が一定額以上の破綻懸念先債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、未保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により算出しており、その他の破綻懸念先債権は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を未保全額に乗じて算出しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済活動は正常に戻りつつあります。一方、円安・物価高が継続しており、先行き不透明な状況が続いております。主に当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しておりますが、これによる与信費用の増加は、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等もあり、多額にはならないとの仮定を置いております。当該仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

6. 投資損失引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時（またはリース料を受受すべき時）に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 代理業務の返金可能性のある手数料に係る収益の計上基準

手数料受取時に売上高を計上する方法によっておりますが、返金可能性のある手数料については、契約負債を計上しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、ヘッジ対象である貸出金のキャッシュ・フローの固定化を行うために用いた金利スワップであり、繰延ヘッジ・特例処理を適用しております。このヘッジに「LIBORを参照とする金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有効証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有効証券の銘柄を特定し、当該外貨建有効証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等においては、上記(1)及び(2)について、ヘッジ会計を行っておりません。

14. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

当連結会計年度は、投資信託（上場投資信託を除く。）の期中収益分配金が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に586百万円を計上しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

追加情報

（退職給付制度の一部について確定拠出年金制度への移行）

当行は、2022年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

これにより、当連結会計年度において、退職給付制度改定益440百万円を特別利益に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 17,133百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」 「5.貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フローの見積り」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローの見積り」は、各債務者の支払能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）

2,278百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,785百万円
危険債権額	24,072百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	11,177百万円
合計額	46,035百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,490百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	94,619百万円
貸出金	32,698百万円
リース投資資産	72,177百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,004百万円
債券貸借取引受入担保金	65,692百万円
借入金	960百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券56,681百万円、貸出金42,366百万円及びその他資産668百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,115百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、597,440百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が584,661百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額

金]として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,953百万円

- 7. 有形固定資産の減価償却累計額 24,605百万円
- 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,322百万円
- 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は27,712百万円であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額129百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	営業店舗6か所	土地・建物・動産	89百万円
福岡県内	所有店舗1か所	土地	3百万円
東京都内	営業店舗1か所	建物	35百万円
合計			129百万円

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、当行では管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産（本部使用資産、社宅、ATMコーナー等）は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結される子会社及び子法人等では各社をグルーピングの単位として取り扱っております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	17,135	—	—	17,135	
自己株式					
普通株式	361	6	22	345	(注)

(注) 増加は単元未満株式の買取り0千株及び所在不明株主の株式買取り5千株、減少は単元未満株式の売却0千株及び新株予約権の行使22千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		259		
	合計			—		259		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	587百万円	35.00円	2022年 3月31日	2022年 6月30日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	587百万円	35.00円	2022年 9月30日	2022年 12月2日
合計		1,174百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	587百万円	利益剰余金	35.00円	2023年 3月31日	2023年 6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金等で資金を調達し、貸出金や有価証券等で運用するという銀行業務を主として営んでおります。預金、貸出金や有価証券等の金融資産・金融負債は、金利リスク・価格変動リスク等を有しており、これらのリスクを適切にコントロールし安定的な収益を計上するため、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行い、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の事業会社、地方公共団体及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行による信用リスクに晒されております。当行では融資の規範であるクレジットポリシーに業種毎の与信限度シェアを定めており、特定業種への与信集中はありません。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスクに晒されております。

借入金及びコールマネーは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である長期貸出金に金利スワップの特例処理を行っております。一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、「債務者信用格付制度」、「自己査定」などの個別のリスク管理に加え、統計的手法によって、今後1年間の損失額を計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでいる他、与信限度額の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、与信関連部署より定期的に経営陣に対し大口取引先への与信状況やポートフォリオ全体のリスク量等の報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」など市場リスク管理に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、リスク限度額をALM会議で協議の上、常務会で決定しております。所管部はALM会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはALM担当部において金融資産及び負債について、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月ALM会議で報告しております。なお、ALMにより金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、当行全体の為替ポジションを把握した上で管理を行い、必要に応じて通貨スワップ等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式等の保有については、ALM会議の方針に基づき、ALM会議で協議の上、常務会で決定したリスク限度額の枠内で行っております。このうち、純投資目的については、事前審査、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものについては、取引先の事業環境や財務状況などをモニタリングの上、リスク・リターン評価などを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しも検証し保有の可否を判断しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制体制のもとで実施しております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

(ア)トレーディング目的の金融商品

当行グループでは、トレーディング目的として保有している「金融商品」のバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という）の算定にあたっては、分散共分散法（保有期間：10日間、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

2023年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で0百万円です。

(イ)トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的の債券に分類される債券」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引のうち金利スワップ取引、債券先物取引、債券店頭オプション取引等」です。これらの金融資産及び金融負債に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（円貨：保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年／円貨のうち債券店頭オプション取引：保有期間・満期までの日数、信頼区間99%、観測期間1年／外貨：保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

また、価格変動リスクの影響を受ける株式等に関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（政策投資：保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年／純投資・投資信託・特定金銭信託：保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

2023年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループのトレーディング業務以外の市場リスク量は、全体で15,090百万円です。なお、当行では内部管理上、政策投資株式VaRについては、VaRから評価損益を差し引いた計数をリスク量として使用しており、政策株式の評価益が政策投資株式VaRを上回っているため、政策投資株式のリスク量はゼロとなっております。

なお、計測されたVaRの値については、バックテストによる検証を定期的を実施しております。バックテスト（保有期間1日VaR及び保有期間VaR、信頼区間99%）の結果、使用するリスク計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、預金、貸出金の満期ミスマッチ管理、流動性を考慮した有価証券及び短期金融市場での運用などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、及び重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権 (*1)	2,322	2,322	－
(2) 有価証券 (*1)			
満期保有目的の債券	12,582	12,906	324
その他有価証券	681,013	681,013	－
(3) 貸出金	2,180,479		
貸倒引当金 (*1)	△15,184		
	2,165,294	2,187,413	22,118
(4) リース債権及びリース投資資産	14,935		
貸倒引当金 (*1)	△68		
	14,866	14,773	△93
資産計	2,876,079	2,898,428	22,348
(1) 預金	2,778,275	2,778,290	14
(2) 譲渡性預金	8,597	8,596	△0
(3) 借入金	6,442	6,442	△0
負債計	2,793,315	2,793,329	14
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(614)	(614)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	(180)	△180
デリバティブ取引計	(614)	(794)	△180

(*1) 貸出金及びリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金及び有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	1,153
非上場外国株式 (*1) (*2)	8
組合出資金 (*3)	2,302

(*1) 非上場株式及び非上場外国株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	2,333	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	2,182	400	—	—	—	10,000
其他有価証券のうち 満期があるもの	48,707	118,851	113,030	66,609	106,573	156,884
貸出金 (*)	674,412	355,231	252,982	180,740	206,145	462,557
リース債権及びリース投資資産	4,794	6,649	3,060	432	—	—
合 計	732,429	481,132	369,072	247,782	312,719	629,442

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めない6,740百万円、期間の定めのないもの41,667百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	2,639,857	132,697	5,720	—	—	—
譲渡性預金	8,597	—	—	—	—	—
借入金	2,632	3,001	808	—	—	—
合 計	2,651,087	135,699	6,529	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	26,210	268,763	—	294,974
社債	—	178,308	27,224	205,532
住宅ローン担保証券	—	83,932	—	83,932
株式	24,102	—	—	24,102
その他	45,544	26,216	—	71,761
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,188	—	1,188
資産計	95,857	558,410	27,224	681,492
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,802	—	1,802
負債計	—	1,802	—	1,802

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は709百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び償還の純額	投資信託の基準価 額を時価とみなす こととした額	投資信託の基準価 額を時価とみなさ ないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の 包括利益 に計上					
682	—	27	△0	—	—	709	—

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	2,322	2,322
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	12,906	12,906
社債	—	—	12,906	12,906
貸出金	—	—	2,187,675	2,187,675
リース債権及びリース投資資産	—	—	14,776	14,776
資産計	—	—	2,217,681	2,217,681
預金	—	2,778,290	—	2,778,290
譲渡性預金	—	8,596	—	8,596
借入金	—	117	6,325	6,442
デリバティブ取引				
金利関連	—	180	—	180
負債計	—	2,787,185	6,325	2,793,510

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、元利金の合計額を信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価は、評価日時点で想定される市場等での再借入利率で割り引いていることから、レベル2の時価に分類しております。そうでない場合はレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	割引現在価値	信用リスクスプレッド	0.0%—5.8%	0.4%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2023年3月31日）
 （単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、及び 決済の純額	レベル3の 時価への振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 金融資産及び金融負債 の評価損益
		損益に計上	その他の 包括利益 に計上 (*)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	22,951	—	△43	4,317	—	—	27,224	—

(*) 連結包括計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
信用リスクスプレッド

信用リスクスプレッドは、スワップレートなどの基準市場金利に対する調整率であり、信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対するリスク・プレミアムとしての上乗せ利率になります。一般に、信用リスクスプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	社 債	1,802	1,804	2
	そ の 他	10,000	10,325	325
	小 計	11,802	12,129	327
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	社 債	780	776	△3
	そ の 他	—	—	—
	小 計	780	776	△3
合 計		12,582	12,906	324

3. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	19,481	9,271	10,210
	債 券	140,661	138,557	2,104
	国 債	10,642	10,620	21
	地 方 債	76,812	75,379	1,433
	短期社債	—	—	—
	社 債	53,207	52,558	648
	そ の 他	28,502	26,129	2,372
	小 計	188,645	173,958	14,686
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	4,620	5,655	△1,034
	債 券	321,448	330,319	△8,871
	国 債	15,568	15,905	△337
	地 方 債	191,951	198,534	△6,582
	短期社債	4,999	4,999	—
	社 債	108,928	110,880	△1,951
	そ の 他	166,299	180,879	△14,580
	小 計	492,367	516,854	△24,486
合 計		681,013	690,813	△9,800

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	773	125	58
債 券	52,243	321	849
国 債	33,274	176	603
地 方 債	17,956	133	245
社 債	1,012	12	—
そ の 他	115,112	2,701	4,121
合 計	168,128	3,149	5,029

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、110百万円（全て株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

(1) 期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄

(2) 期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄

ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合

イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合

ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	862	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年3月31日現在)

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	信用保証業	計			
役員取引等収益等							
預金・貸出業務	1,692	—	—	1,692	—	—	1,692
為替業務	2,043	—	—	2,043	—	—	2,043
その他	4,088	—	—	4,088	63	—	4,152
顧客との契約から生じる経常収益	7,824	—	—	7,824	63	—	7,888
上記以外の経常収益	31,371	7,605	323	39,300	486	—	39,786
外部顧客に対する経常収益	39,195	7,605	323	47,125	549	—	47,675

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報処理業務、事務代行業務等を含んでおります。

2. 「リース業」の「上記以外の経常収益」は、リース取引に関する会計基準に基づくものであります。

(1 株当たり情報)

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 6,462円14銭 |
| 2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 327円5銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 324円4銭 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 42百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役8名	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式21,130株	普通株式23,710株
付与日	2012年7月31日	2013年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2012年8月1日から 2042年7月31日まで	2013年7月31日から 2043年7月30日まで

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名	当行の取締役11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式24,110株	普通株式17,530株
付与日	2014年7月31日	2015年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	2015年7月31日から 2045年7月30日まで

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名	当行の取締役11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式24,700株	普通株式18,950株
付与日	2016年7月27日	2017年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月28日から 2046年7月27日まで	2017年7月27日から 2047年7月26日まで

	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名	当行の取締役10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式20,280株	普通株式32,240株
付与日	2018年7月27日	2019年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月28日から 2048年7月27日まで	2019年7月25日から 2049年7月24日まで

	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式39,950株	普通株式33,790株
付与日	2020年7月30日	2021年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年7月31日から 2050年7月30日まで	2021年7月31日から 2051年7月30日まで

	2022年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式29,370株
付与日	2022年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年7月30日から 2052年7月29日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	6,580	6,550	5,670	4,290	9,120
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	1,620
失効	—	—	—	—	—
未行使残	6,580	6,550	5,670	4,290	7,500
	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	9,090	13,760	24,240	39,950	33,790
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	1,370	1,780	2,820	7,960	6,740
失効	—	—	—	—	—
未行使残	7,720	11,980	21,420	31,990	27,050

	2022年 ストック・ オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	29,370
失効	—
権利確定	29,370
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	29,370
権利行使	—
失効	—
未行使残	29,370

② 単価情報

	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,188円	1,188円	1,188円	1,188円	1,188円
付与日における 公正な評価単価	1,740円	1,900円	2,230円	2,810円	2,390円
	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,188円	1,188円	1,188円	—	—
付与日における 公正な評価単価	2,500円	2,450円	1,483円	1,089円	1,322円
	2022年 ストック・ オプション				
権利行使価格	1円				
行使時平均株価	—				
付与日における 公正な評価単価	1,433円				

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2022年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 配当修正型ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2022年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	16.7%
予想残存期間 (注2)	0.5年
予想配当 (注3)	1株当たり 70円
無リスク利子率 (注4)	△0.16%

- (注) 1. 2022年1月17日の週から2022年7月25日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。
2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の予想在任期間の平均によって見積りしております。
3. 2022年3月期の配当実績。
4. 予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 一 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 輝 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
- ・ また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 一 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 輝 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我

が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
 - 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
- 利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社 佐賀銀行 監査等委員会
常勤監査等委員 城 野 吉 章 ㊞
社外監査等委員 井 寺 修 一 ㊞
社外監査等委員 田 中 俊 章 ㊞
社外監査等委員 池 田 巧 ㊞

- (注) 1. 監査等委員 井寺修一、田中俊章及び池田巧は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当行は、2022年6月29日開催の第93期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2022年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株式のご案内

THE BANK OF SAGA

決算日	毎年3月31日
配当金	期末配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しお支払いいたします。 中間配当を行う場合は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しお支払いいたします。 なお、配当金のお受け取りには、お近くの当行本支店または出張所の「預金口座振込」をご利用いただきますと、早くて便利です。
定時株主総会	毎年6月
定時株主総会の基準日	毎年3月31日 上記のほか必要があるときは、あらかじめ公告して定める日。
公告方法	電子公告により行います。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞、佐賀市において発行する佐賀新聞および福岡市において発行する西日本新聞に掲載して行います。公告につきましては、下記のウェブサイトに掲載して行います。 https://www.sagabank.co.jp
株式取扱手数料	単元未満株式の買取・買増手数料 (1) 1株当たりの買取価格または1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計額のうち100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てます。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円です。 (2) 証券会社等および株式会社証券保管振替機構に対して支払う手数料は、株主様のご負担となります。

株主名簿管理人
および特別口座の
口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

郵便物送付先
電話お問合せ先

〒168-8507
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-288-324 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00)

お取扱店

みずほ信託銀行株式会社
本店および全国各支店（トラストラウンジは除きます。）
※未払配当金のお支払いについては、みずほ銀行の本店及び全国各支店でもお取扱いたします。

上場証券取引所

東京証券取引所、福岡証券取引所

各種手続のお申出先

・証券口座にて株式を管理されている株主さま
お取引の証券会社
・証券会社とのお取引がない株主さま
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-288-324 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00)

株主総会資料の
電子提供制度(書面
交付請求)について
のお問合せ

・証券口座にて株式を管理されている株主さま
お取引の証券会社
・証券会社とのお取引がない株主さま
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電子提供制度専用ダイヤル
☎ 0120-524-324 (土・日・祝日を除く 9:00～17:00)

特別口座でのお手続用紙は、以下の株主名簿管理人のウェブサイトでも取得できます。
ウェブサイト
<https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html>
(お手持ちのプリンターで印刷のうえご利用ください。)

例年、決議通知と併せてお届けしておりました、「営業のご報告（ミニ・ディスクロージャー誌）」は本年より発行を廃止（中間期につきましても）させていただきます。なお、当行取組みの詳細につきましては当行ウェブサイトに掲載のディスクロージャー誌をご覧ください。

◀当行ウェブサイト掲載箇所▶

<https://www.sagabank.co.jp/ir/>

※上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」にある「ディスクロージャー誌」よりご確認ください。



このまちで、あなたと

総合企画部

〒840-0813 佐賀市唐人二丁目7番20号 TEL0952-24-5111(代)
<https://www.sagabank.co.jp>